

令和2年度高等教育修学支援制度への対応

高等教育修学支援制度概要

- ✓ 令和2年4月から実施
- ✓ 令和2年4月に学部にて在籍する日本人等学生（特別永住者、永住者などを含む）が対象
- ✓ 給付奨学金と入学料・授業料減免による2つの支援
- ✓ 対象者や選考基準が本学の従来の授業料免除等制度と異なる。
→ 「新制度の支援対象外となる者」や「新制度の対象であるが免除額が減額となる者」などがある。

本学の対応方針等

- ✓ 学部の日本人等学生については、原則、新制度による授業料等免除による支援に移行
- ✓ ただし、新制度の支援対象外となる者や免除額が減額（1/3,2/3）となる者には、本学の従来の制度による追加的支援を実施
- ✓ 大学院生、外国人留学生は、新制度の対象外であるため、本学の従来の制度による支援を実施

各学生への支援等

課程・学年	学生区分	支援制度	備考
学部	1年 (新入生)	高等教育修学支援制度 (新規補助金) 本学授業料免除等制度	「支援対象要件を満たさず支援対象外となる者」 「免除額が減額となる者」を本学の制度で支援
		外国人留学生	本学授業料免除等制度 「新制度対象外」のため本学の制度で支援
	2年以上 (現に支援を受けている学生)	高等教育修学支援制度 (新規補助金) 本学授業料免除等制度 (激変緩和措置分)	「支援対象要件を満たさず支援対象外となる者」 「免除額が減額となる者」を本学の制度で支援
		外国人留学生	本学授業料免除等制度 (激変緩和措置分) 「新制度対象外」のため本学の制度で支援
大学院	全学生 (外国人留学生を含む)	本学授業料免除等制度 「新制度対象外」のため本学の制度で支援	